

犬山市議会第42号議案

犬山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

犬山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和7年6月2日提出

犬山市長 原 欣 伸

（説 明）

この案を提出するのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の改正に伴い、条例の一部を改正するため必要があるからである。

犬山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

犬山市消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項第２号中「９，１００円」を「９，７００円」に、「１４，２００円」を「１４，５００円」に改め、同条第３項中「第１号又は第３号から第６号までのいずれか」を「第１号」に、「２１７円」を「１００円」に、「３３３円」を「３８３円を、第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族については１人につき２１７円」に改め、同条第４項中「間（以下この項において「特定期間」という。）」を「間」に、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中

「

円	円	円
１２，５００	１３，３５０	１４，２００
１０，８００	１１，６５０	１２，５００

」

を

「

円	円	円
１２，９００	１３，７００	１４，５００
１１，３００	１２，１００	１２，９００

」

に、「・班長」を「、班長」に、

「

９，１００	９，９５０	１０，８００
-------	-------	--------

」

を

「

9, 7 0 0	1 0, 5 0 0	1 1, 3 0 0
----------	------------	------------

」

に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の犬山市消防団員等公務災害補償条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。
- 2 改正後の第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、令和7年4月1日以後に支給すべき事由の生じた犬山市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

○犬山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正のための新旧対照表

新（改正後）	旧（改正前）
（補償基礎額） 第5条 略 2 略 (1) 略 (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9, 7 0 0 円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>1 4, 5 0 0 円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、<u>第1号に該当する扶養親族については1人につき1 0 0 円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき3 8 3 円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき2 1 7 円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とするものとする。</u> (1)～(6) 略 4 扶養親族たる子のうちに1 5 歳に達する日後の最初の4 月 1 日から2 2 歳に達する日以後の最初の3 月 3 1 日までの間にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、1 6 7 円に<u>当該期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とするものとする。 別表（第5条関係） 補償基礎額表	（補償基礎額） 第5条 略 2 略 (1) 略 (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9, 1 0 0 円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>1 4, 2 0 0 円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、<u>第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき2 1 7 円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき3 3 3 円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とするものとする。</u> (1)～(6) 略 4 扶養親族たる子のうちに1 5 歳に達する日後の最初の4 月 1 日から2 2 歳に達する日以後の最初の3 月 3 1 日までの間（以下この項において「<u>特定期間</u>」という。）にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、1 6 7 円に<u>特定期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とするものとする。 別表（第5条関係） 補償基礎額表

新（改正後）				旧（改正前）			
階級	勤務年数			階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上		10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副 団長	円 12,900	円 13,700	円 14,500	団長及び副 団長	円 12,500	円 13,350	円 14,200
分団長及び 副分団長	11,300	12,100	12,900	分団長及び 副分団長	10,800	11,650	12,500
部長、班長 及び団員	9,700	10,500	11,300	部長・班長 及び団員	9,100	9,950	10,800
備考 略				備考 略			